

介護老人保健施設もえれパークサイド通所リハビリテーション  
(介護予防通所リハビリテーション) 利用同意書

介護老人保健施設もえれパークサイドを入所利用するにあたり、介護老人保健施設通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用約款及び別紙1、別紙2及び別紙3を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受けました。

なお、施設利用料金(介護保険外料金)にある料金設定すべてに同意{します。・しません。}  
( )の料金設定については同意しません。

\*上記では{しません}に○をした場合には同意しない各料金項目をご記載下さい。

利用同意日 令和 年 月 日

<事業所>

住所 〒007-0890 札幌市東区中沼町105-43  
事業名 社会医療法人社団 三草会 介護老人保健施設もえれパークサイド  
電話 011-791-2311 FAX 011-791-2313

<利用者>

(利用者) ふりがな		氏名 印	生年月日：昭和 年 月 日 ( 歳 )
現住所 〒 電話番号 ( )			
(署名代行者) ふりがな		氏名 印	

<身元引受人>

ふりがな		続柄：	氏名 印	生年月日：昭・平 年 月 日 ( 歳 )
現住所 〒 電話番号 ( )				

施設記入欄 受付担当者

※備考 利用開始日 年 月 日 利用曜日 :  
リハ起算日 年 月 日 要介護認定：要支援( ) 要介護( )  
医療保険種類： 後期高齢者・国保・生活保護・その他( )  
請求書送り先： 負担割合： 加算：

介護老人保健施設通所リハビリテーション  
(介護予防通所リハビリテーション) 利用約款  
(令和7年4月1日現在)

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設もえれパークサイド(以下「当施設」という。)は、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援状態)と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、一定の期間、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)を提供いたします。一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設もえれパークサイド通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。  
2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)を利用することができるものとします。但し、本約款、別紙1、別紙2又は別紙3(本項において「本約款等」といいます。)の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者(民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。)であること。
- ② 弁済をする資力有すること。
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額30万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
  - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するよう協力すること。
  - ② 通所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取であること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

#### (利用者からの解除)

- 第4条 利用者は、当施設に対し、利用中止の意思表明をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします（本条第2項の場合も同様とします）。
- 2 身元引受人も前項と同様に通所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。
- 3 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

#### (当施設からの解除)

- 第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合。
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画で定められた利用時間数を超える場合。
- ③ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を1か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合。
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供を超えると判断された場合。
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合。

#### (利用料金)

- 第6条 利用者及び身元引受人は、連帶して、当施設に対し、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することができます。
- 2 当施設は、利用者・身元引受人・又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帶して、当施設に対し、当該合計額をその月末日までに支払うものとします。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者・身元引受人・又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

## 個人情報の利用目的

(令和7年4月1日現在)

介護老人保健施設もれべークサイドでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

### 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

#### [介護老人保健施設内部での利用目的]

- 当施設が利用者等に提供する介護サービス

- 介護保険事務

- 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち

- 入退所等の管理

- 会計・経理

- 事故等の報告

- 当該利用者の介護・医療サービスの向上

#### [他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち

- 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答

- 利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合

- 検体検査業務の委託その他の業務委託

- 家族等への心身の状況説明

- 介護保険事務のうち

- 保険事務の委託

- 審査支払機関へのレセプトの提出

- 審査支払機関又は保険者からの照会への回答

- 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

### 【上記以外の利用目的】

#### [当施設の内部での利用に係る利用目的]

- 当施設の管理運営業務のうち

- 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

- 当施設において行われる学生の実習への協力

- 当施設において行われる事例研究

#### [他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- 当施設の管理運営業務のうち

- 外部監査機関への情報提供

### 【個人情報の内容】

- 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況その他一切の利用者や家族に関する情報。

### 【使用する期間】

- 申込み日より契約終了日まで

### (記録)

第7条 当施設は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を完結の日から2年間保管します。（診療録については、完結の日から5年間保管します。）

2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。

3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。

5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

### (身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を診療録に記載することとします。

### (秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者・身元引受人・又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等。

② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携

③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知。

④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等

⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）。

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

### (緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者・身元引受人・又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

- 3 当施設は、利用者の送迎にあたって応答のない場合には、利用者の安否確認のため利用者宅に入室することがあります。  
但し、当施設が利用者の安否確認義務を負うものではありません。

(事故発生時の対応)

- 第 11 条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前 2 項のほか、当施設は利用者の身元引受人・又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

- 第 12 条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができます。又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ふれあいボックス」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

- 第 13 条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帶して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

- 第 14 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

3. 支払い方法

- 利用料金の支払いは、口座振替・銀行振込み・施設窓口払いのいずれかになります。
- 毎月 15 日以降に、前月分の請求書を発行いたしますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

<受付窓口時間>

平日：9：00～16：30  
土曜：9：00～12：00  
日曜・祝日対応不可

区分／3時間～4時間	介護報酬単位	1割負担分	2割負担分	3割負担分
要介護1	486 単位	495 円	989 円	1,483 円
要介護2	565 単位	575 円	1,150 円	1,724 円
要介護3	643 単位	654 円	1,308 円	1,962 円
要介護4	743 単位	756 円	1,512 円	2,267 円
要介護5	842 単位	857 円	1,713 円	2,569 円
リハビリテーション提供体制加算1	12 単位	13 円	25 円	37 円

区分／2時間～3時間	介護報酬単位	1割負担分	2割負担分	3割負担分
要介護1	383 単位	390 円	779 円	1,169 円
要介護2	439 単位	447 円	893 円	1,340 円
要介護3	498 単位	507 円	1,013 円	1,520 円
要介護4	555 単位	565 円	1,129 円	1,694 円
要介護5	612 単位	623 円	1,245 円	1,868 円

区分／1時間～2時間	介護報酬単位	1割負担分	2割負担分	3割負担分
要介護1	369 単位	376 円	751 円	1,126 円
要介護2	398 単位	405 円	810 円	1,215 円
要介護3	429 単位	437 円	873 円	1,309 円
要介護4	458 単位	466 円	932 円	1,398 円
要介護5	491 単位	500 円	999 円	1,498 円
理学療法士等体制強化加算	30 単位	31 円	61 円	92 円

#### 加算項目

サービス提供体制強化加算1	22 単位／日	23 円	45 円	67 円
中重度者ケア体制加算	20 単位／日	21 円	41 円	61 円
入浴介助加算I	40 単位／日	41 円	82 円	122 円
短期集中個別リハビリ実施加算	110 単位／日	112 円	224 円	336 円
リハビリテーションマネジメント加算ロ	593 単位／月	603 円	1,206 円	1,809 円
	273 単位／月	278 円	556 円	833 円
リハビリテーションマネジメント加算ハ	793 単位／月	807 円	1,613 円	2,420 円
	473 単位／月	481 円	962 円	1,443 円
リハビリマネジメント加算4	270 単位／月	275 円	549 円	824 円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	(I) 240 単位／日	244 円	488 円	732 円
栄養アセスメント加算	50 単位／月	51 円	102 円	153 円
栄養改善加算	200 単位／月	204 円	407 円	611 円
口腔機能向上加算(II)	イ 155 単位／日	158 円	316 円	473 円
	ロ 160 単位／日	163 円	326 円	489 円
科学的介護推進体制加算	40 単位／月	41 円	82 円	122 円
退院時共同指導加算	600 単位／回	611 円	1,221 円	1,831 円
重度療養管理加算	100 単位／日	102 円	204 円	306 円
若年性認知症受け入れ加算	60 単位／日	61 円	122 円	183 円
通所リハ送迎減算	-47 単位／日	-48 円	-96 円	-144 円

<別紙1>

## 介護老人保健施設もえれパークサイドのご案内

(令和7年4月1日現在)

### 1. 施設の概要

#### (1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設もえれパークサイド
- ・開設年月日 平成8年5月1日
- ・所在地 札幌市東区中沼町105-43
- ・電話番号 011-791-2311
- ・ファックス番号 011-791-2313
- ・管理者名 島村 佳一
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(0150280022号)

#### (2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようになり、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるよう支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

### [介護老人保健施設もえれパークサイドの運営方針]

#### 基本理念

私たち、リハビリテーション施設として  
利用者・家族・地域の希望（ニーズ）に応えます。

#### 基本方針

- ・生活に密着したリハビリテーションを提供し自宅に帰ることを目指します。
- ・個別性に基づく介護サービスを提供します。
- ・家庭復帰と在宅生活の継続を支援します。
- ・積極的に地域と交流を図り連携します。

### 【2】施設利用料金（介護保険自己負担分）

・要支援・要介護とも合計単位に介護職員処遇改善加算（I）8.6%が加わります。

#### ※要支援1・2に認定された方（月／1回算定）（1単位=10.17円で計算）

基本単位／区分	介護報酬単位	1割負担分	2割負担分	3割負担分
要支援1	2268単位	2,307円	4,613円	6,920円
1か月超減算	-120単位	-122円	-244円	-366円
要支援2	4228単位	4,300円	8,600円	12,900円
1か月超減算	-240単位	-244円	-488円	-732円

#### 加算項目（月／1回算定）

科学的介護推進体制加算	40単位	41円	82円	122円
栄養アセスメント加算	50単位	51円	102円	153円
口腔機能向上加算II	160単位	163円	326円	489円
退院時共同指導加算	600単位	611円	1,221円	1,831円
栄養改善加算	200単位	204円	407円	611円
一体的サービス提供加算	480単位	489円	977円	1,465円
サービス提供体制強化加算I1	88単位	90円	179円	269円
サービス提供体制強化加算I2	176単位	179円	358円	537円

#### ※要介護1～5に認定された方

（1単位=10.17円で計算）

区分／6時間～7時間	介護報酬単位	1割負担分	2割負担分	3割負担分
要介護1	715単位	728円	1,455円	2,182円
要介護2	850単位	865円	1,729円	2,594円
要介護3	981単位	1,001円	1,996円	2,993円
要介護4	1137単位	1,157円	2,313円	3,469円
要介護5	1290単位	1,312円	2,624円	3,936円
リハビリテーション提供体制加算4	24単位	25円	49円	74円

#### 区分／5時間～6時間

区分／5時間～6時間	介護報酬単位	1割負担分	2割負担分	3割負担分
要介護1	622単位	633円	1,265円	1,898円
要介護2	738単位	751円	1,501円	2,252円
要介護3	852単位	867円	1,733円	2,600円
要介護4	987単位	1,033円	2,008円	3,012円
要介護5	1120単位	1,139円	2,278円	3,417円
リハビリテーション提供体制加算3	20単位	21円	41円	61円

#### 区分／4時間～5時間

区分／4時間～5時間	介護報酬単位	1割負担分	2割負担分	3割負担分
要介護1	553単位	563円	1,125円	1,688円
要介護2	642単位	653円	1,306円	1,959円
要介護3	730単位	743円	1,485円	2,228円
要介護4	844単位	859円	1,717円	2,575円
要介護5	957単位	974円	1,947円	2,920円
リハビリテーション提供体制加算2	16単位	17円	33円	49円

<別紙2>

### 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）について

（令和7年 4月 1日現在）

#### 1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

#### 2. 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）についての概要

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）については、要介護者（介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

#### 3. 利用料金

##### （I）通所リハビリテーションの利用料金

###### 【1】施設利用料金（介護保険外）

① 食費／1回 ・朝食 300円 昼食 580円 おやつ 50円 夕食 515円

② 活動費 ・1日 50円（参加につき）

③ 嗜好品 ・実費

④ 行事参加費 ・実費

⑤ フラワーアレンジメント ・実費

⑥ 理美容室利用料 ・実費

⑦ アロマテラピープログラム ・1回 550円

⑧ 延長サービス料（介護保険外延長の場合） 30分 750円

⑨ 利用キャンセル料（ご連絡がなかった場合） 500円

⑩ 文書料 ・診断書（身体障害認定・生命保険・傷病手当金）1通 3,300円  
・通所・入所証明書、その他証明書 1通 2,200円

⑪ 家族食事代 ・朝食 300円 昼食 580円 おやつ 50円 夕食 515円

#### （3）施設の職員体制

	常勤	非常勤	夜間	業務内容
・医師	1名以上			診療健康管理・施設療養全体の管理
・副施設長	0名			施設療養全体の管理
・看護職員	9名以上	1名	(1名)	看護及び診療補助・保健衛生管理
・介護職員	25名以上	8名	(4名)	日常生活の介護、指導援助
・支援相談員	2名以上			他関連機関との連携
・理学療法士	5名以上			機能訓練及び指導
・作業療法士				コミュニケーション障害に対し、訓練及び指導
・言語聴覚士				
・管理栄養士	1名以上			献立作成・栄養指導、給食衛生管理
・介護支援専門員	1名以上			ケアプランの作成、見直し
・事務職員	4名以上			庶務、経理事務
・その他		4名		

（4）入所定員等 ・定員 100名（うち認知症専門棟 38名）

・療養室 個室：7室 2人室：4室 3人室：3室 4人室：19室

（5）通所定員 70名

#### 2. サービス内容

① 施設サービス計画の立案

② 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案

③ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案

④ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）

朝食 8時00分

昼食 12時00分

夕食 18時00分

⑤ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）

⑥ 医学的管理・看護

⑦ 介護（退所時の支援も行います）

⑧ リハビリテーション

⑨ 相談援助サービス

⑩ 栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理

⑪ 利用者が選定する特別な食事の提供

⑫ 理美容サービス（原則月4回実施します。）

⑬ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）

⑭ 行政手続代行

⑮ その他

\*これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

### 3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関

- ◆社会医療法人社団 三草会 クラーク病院
- ◆協力歯科医療機関 北海道医療大学病院

#### ◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

### 4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者的心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・面会時間は原則として午前9時～午後8時までですが、その時間以外のご面会はご相談ください。尚、来訪の際は1階正面玄関にある面会受付簿に氏名等をご記入下さい。
- ・外出・外泊の際は必ず行き先、帰宅時間を職員へ申し出てください。
- ・飲酒・火気の取扱いは決められた場所でお願い致します。
- ・施設内の居室・設備・器具は本来の用法に従って利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく事があります。
- ・金銭・貴重品は事務所でお預かりします。但し、高額な現金、物品の持込みはご遠慮願います。
- ・外泊時等の施設外での受診をされる際は、必ず事前にお知らせください。
- ・ペットの持ち込みはご遠慮ください。
- ・緊急のご利用も可能な限り対応いたしますので支援相談員までご相談下さい。

### 5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、自動火災報知機、漏電火災警報機、救助袋、非常警報機、誘導灯及び誘導標識、非常電源設備、自動通報装置
- ・防災訓練 年2回

### 6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

### 7. 要望及び苦情等の相談・施設見学・施設利用

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。(電話011-791-2311 24時間対応)

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、1階正面玄関・2階談話室に備えつけられた「ふれあいボックス」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。  
※責任者 施設長 島村 佳一

### 8. 事故発生時の対応(サービス提供時)

- ・主治医又は、協力医療機関と連絡を取り、適切な措置を行います。
- ・当該利用者の家族、市町村、担当ケアマネージャーに連絡を行います。
- ・損害すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- ・事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

### 9. 契約時の立会を求める場合

- ・ご利用者様に判断能力等支障が見られる場合は、ご家族・後見人等に立会って頂きます。